

大分県報

平成二十八年
第二八一三号
九月十三日

（火曜日）

目次

告示

青少年に有害な興行の指定	一
瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請	一
大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出（三件）	三
平成二十八年労働福祉等実態調査の実施	五
道路区域の変更（二件）	六
道路の供用開始	六
公 告	
土地改良区の役員退任	七
都市計画図書の縦覧（二件）	七

○告示

大分県告示第四百八十五号

次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。

平成二十八年九月十三日

大分県知事 広瀬勝貞

指定年月日	種類	題名	制作社名 又は配給社名	指定理由
平二八・九・一	映画	お天気キャスター 晴れのち濡れて	オーピー映画	著しく青少年の性的感情

平成二十八年九月十三日

大分県報（告示）

一

〃	〃	〃	黒下着の女 欲情の赤い蜜	オーピー映画	を刺激し、その健全な育成を害するおそれがある。
〃	〃	ち	エロ風俗 やらせてむさぼる女たち	新東宝映画	
〃	〃	誘惑遊女の貝遊び		オーピー映画	

大分県告示第四百八十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

平成二十八年九月十三日

大分県知事 広瀬勝貞

- 申請の概要
 - 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名
大分市大字且野原七百番地
国立大学法人 大分大学
学長 北野正剛
 - 特定事業場の所在地及び名称
由布市挾間町医大ヶ丘二丁目一番地
大分大学挾間キャンパス
 - 設置される特定施設の種別
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第七十一号の二
イ 洗浄施設

種別	力	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日
洗浄施設（ステンレス製）一基	〇・〇八㎡/日	平二八・一〇・三〇	平二八・一二・二五

使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	能力	種類	汚水等の状態の値						汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日		
								りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位					m ³ /日	単位
なし	八時間	間欠	平二八・一二・二七	平二八・一二・二五	平二八・一〇・三〇	〇・〇五m ³ /日	洗浄施設（ステンレス製）一基	三	五	六〇	―	一〇〇	六〃八	通常	〇・〇八	通常	八時間	間欠	平二八・一二・二七		
								五	七	八〇	―	一〇〇	六〃八	最大	〇・一	最大					

排出水名	一日当たりの排出水量	汚水等の状態の値						汚水等の一日当たりの量			
		りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位	m ³ /日	単位
排水口A	通常	〇・六二五	一・六二五	〇	三	一・二五	六・一〃六・五	二三五・二	通常	〇・〇五	
	最大	一・二五	三・二五	〇	六	二・五	六・一〃六・五	三〇八・七	最大	〇・〇六	

排水口名	4 汚水等の処理の方法 5 排出水の量及び汚染状態の値 設置される特定施設から排出される汚水は、全て公共下水道へ放流する。	汚水等の状態の値						汚水等の一日当たりの量			
		りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位	m ³ /日	単位
排水口A		通常	三	五	六〇	―	一〇〇	六〃八	通常	〇・〇五	
		最大	五	七	八〇	―	一〇〇	六〃八	最大	〇・〇六	

その他参考となるべき事項 公共用水域への排出は逆浸透膜設備の濃縮排水のみ

二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間

平成二十八年九月十三日から同年十月四日まで

2 縦覧場所

大分県生活環境部環境保全課及び由布市役所

大分県告示第四百八十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成二十八年九月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

日田ショッピングバザール

日田市南元町一番地一号

2 届出者の氏名又は名称及び住所

イオンストア九州株式会社

代表取締役 榑 隆 之

福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目九番十一号

有限会社紅屋

代表取締役 加 藤 崇 之

日田市元町十九番十一号

3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前 代表取締役 佐 方 圭 二

変更後 代表取締役 榑 隆 之

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前 イオンストア九州株式会社

代表取締役 佐 方 圭 二

福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目九番十一号

有限会社紅屋

代表取締役 加 藤 崇 之

日田市元町十九番十一号

株式会社ココカラファインヘルスケア

代表取締役 石 橋 一 郎

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目十七番六号

株式会社未来屋書店

代表取締役 羽 牟 秀 幸

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目六番地

株式会社ロベリア

代表取締役 柳 田 文 子

東京都江東区越中島二丁目一番三十八号

変更後 イオンストア九州株式会社

代表取締役 榑 隆 之

福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目九番十一号

有限会社紅屋

代表取締役 加 藤 崇 之

日田市元町十九番十一号

株式会社ココカラファインヘルスケア

代表取締役 塚 本 厚 志

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目十七番六号

株式会社未来屋書店

代表取締役 羽 牟 秀 幸

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目六番地

株式会社ロベリア

代表取締役 柳 田 文 子

東京都江東区越中島二丁目一番三十八号

4 変更の年月日

(一) 小売業者「株式会社ココカラファインヘルスケア」代表者変更 平成二十八年四月一日

平成二十八年九月十三日

大分県報（告示）

三

(二) 設置者及び小売業者「イオンストア九州株式会社」代表者変更 平成二十八年五月

二十日

二 届出年月日

平成二十八年八月二十二日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成二十八年九月十三日から平成二十九年一月十三日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び大分県西部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成二十九年一月十三日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県西部振興局に提出しなければならぬ。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第四百八十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成二十八年九月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームワイド日出店

速見郡日出町大字日出千六百三十六番地の一 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所

イオン九州株式会社

代表取締役 柴 田 祐 司

福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目九番十一号

3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前 代表取締役 岡 澤 正 章

変更後 代表取締役 柴 田 祐 司

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 イオン九州株式会社

代表取締役 岡 澤 正 章

福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目九番十一号

変更後 イオン九州株式会社

代表取締役 柴 田 祐 司

福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目九番十一号

4 変更の年月日

平成二十六年五月二十二日

二 届出年月日

平成二十八年八月十八日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成二十八年九月十三日から平成二十九年一月十三日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び大分県東部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成二十九年一月十三日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県東部振興局に提出しなければならぬ。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第四百八十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成二十八年九月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームワイド日出店

速見郡日出町大字日出千六百三十六番地の一 外

- 2 届出者の氏名又は名称及び住所
イオン九州株式会社

代表取締役 柴 田 祐 司

- 3 変更しようとする事項
福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目九番十一号

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 午前九時
閉店時刻 午後十時

変更後 開店時刻 午前六時三十分
閉店時刻 午後十時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前八時から午後十時三十分まで
変更後 午前六時から午後十時三十分まで

- 4 変更する年月日
平成二十八年八月十九日

- 届出年月日
平成二十八年八月十八日

- 三 関係書類の縦覧
1 縦覧期間
平成二十八年九月十三日から平成二十九年一月十三日まで

- 2 縦覧場所
大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び大分県東部振興局

- 四 その他
法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成二十九年一月十三日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以

下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県東部振興局に提出しなければならない。
なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第四百九十号

大分県統計条例(平成二十一年大分県条例第十四号)の規定に基づき、大分県労働福祉等実態統計(県基幹統計第九号)を作成するため、平成二十八年度大分県労働福祉等実態調査を次のとおり実施する。

平成二十八年九月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調査の目的

県内の民間事業所における労働条件や労働福祉等について、その実態と動向を把握し、今後の労働施策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査の対象

統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類に定める大分類のうち十五大産業(「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」)に属する県内の事業所から任意に抽出した千事業所を対象とする。

三 調査の項目

事業所の現況、労働時間、休日休暇制度、育児・介護休業制度、パートタイム労働者、派遣労働者、正社員への登用制度及び働きやすい環境づくり

四 調査の期日

平成二十八年六月三十日現在によって行う。

五 調査の方法

別に定める調査票を用いて行う。

六 その他

この調査は、大分県統計条例第二条第二項に規定する県基幹統計である。

大分県告示第四百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成二十八年九月十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。
 平成二十八年九月十三日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別		敷地の幅員 メートル	延長 メートル
		前	後		
県道両子山武蔵線	国東市武蔵町吉広字五椀畑三一四七番二地先から 国東市武蔵町吉広字高次三二四二番二地先まで	前	後	一〇・一 ～ 四・一	四八四・〇
		後	前	一九・四 ～ 八・二	四八四・〇
	国東市安岐町山浦字向田三七四番一 地先から 国東市安岐町山浦字向田三六八番一 地先まで	前	後	一八・二 ～ 一一・四	二三一・〇
		後	前	四一・六 ～ 二七・二	二三一・〇
県道豊後高田安岐線	国東市安岐町矢川字長瀬九六八番一 地先から 国東市安岐町矢川字長瀬九二二番一 地先まで	前	後	二〇・四 ～ 一三・四	一五一・〇
		後	前	四二・六 ～ 二二・九	一五一・〇

大分県告示第四百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成二十八年九月十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。
 平成二十八年九月十三日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別		敷地の幅員 メートル	延長 メートル
		前	後		
一般国道三八七号	玖珠郡玖珠町大字森字山ノ口二七六〇番一七から 玖珠郡玖珠町大字森字山ノ口二七六二番三まで	前	後	二三・〇 ～ 一七・〇	七一・〇
		後	前	二四・〇 ～ 二一・〇	七一・〇
県道玖珠山国線	玖珠郡玖珠町大字山下字坂ノ上二四四七番三から 玖珠郡玖珠町大字山下字坂ノ上二四四八番四地先まで	前	後	九・五 ～ 四・五	六三・五
		後	前	一六・五 ～ 八・五	六三・五
県道田野宝泉寺停車場線	玖珠郡九重町大字田野字堂地園四四一番七から 玖珠郡九重町大字田野字堂地園四五〇番七まで	前	後	一五・五 ～ 五・五	七九・〇
		後	前	一五・五 ～ 九・〇	七九・〇

大分県告示第四百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の

供用を開始する。
その関係図面は、平成二十八年九月十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。
平成二十八年九月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
一般国道三八七号	玖珠郡玖珠町大字森字山ノ口二七六〇番二〇から 玖珠郡玖珠町大字森字山ノ口二七六二番四まで	
県道玖珠山国線	玖珠郡玖珠町大字山下字坂ノ上二四四七番三から 玖珠郡玖珠町大字山下字坂ノ上二四四八番四まで	平二八・九・一三
県道田野宝泉寺停車場線	玖珠郡九重町大字田野字堂地園四四一番七から 玖珠郡九重町大字田野字堂地園四五〇番七まで	

○ 公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、宇佐土地改良区（宇佐市）から、退任役員の名及び住所について次のとおり届出があった。
平成二十八年九月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

役名	氏名	住所
理事	大森 義基	宇佐市大字畑田一二二四番地の五

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年九月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 都市計画の種類及び名称
日田都市計画下水道 日田公共下水道（日田市決定）
- 二 縦覧場所
大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。
平成二十八年九月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 都市計画の種類及び名称
佐伯都市計画下水道 佐伯市公共下水道（佐伯市決定）
佐伯都市計画下水道 中芳島都市下水道（佐伯市決定）
佐伯都市計画下水道 鶴望都市下水道（佐伯市決定）
佐伯都市計画土地区画整理事業 大手前地区都市再生土地区画整理事業（佐伯市決定）
佐伯都市計画第一種市街地再開発事業 大手前地区第一種市街地再開発事業（佐伯市決定）
- 二 縦覧場所
佐伯都市計画高度利用地区 高度利用地区（大手前地区）（佐伯市決定）
佐伯都市計画地区計画 大手前地区地区計画（佐伯市決定）
大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

平成二十八年九月十三日

大分県報（告示・公告）